

# 会 議 録

|                         |   |   |  |
|-------------------------|---|---|--|
| 会議の名称                   | 第5回小金井市子ども・子育て会議  |   |  |
| 事務局                     | 子ども家庭部子育て支援課  |   |  |
| 開催日時                    | 平成26年10月7日(火) 午後7時～9時   |   |  |
| 開催場所                    | 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室   |   |  |
| 出席者                     | 委員  | 会長 松田 恵示 委員<br>会長職務代理 新保 佳子 委員<br>委員 小川 順弘 委員<br>小幡 美穂 委員<br>佐々木 徳行 委員<br>佐藤 裕子 委員<br>沢村 耕太 委員<br>水津 由紀 委員<br>杉山 うた子 委員<br>播磨 あかね 委員<br>日野 絵里子 委員<br>藤井 尚弥 委員<br>欠席委員 岩野 秀夫 委員<br>佐野 仁一 委員<br>鳴海 多恵子 委員 |  |
|                         | 事務局   | 子ども家庭部長 川村 久恵<br>子育て支援課長 高橋 正恵<br>保育課長 鈴木 遵矢<br>児童青少年課長 高橋 茂夫<br>保育課長補佐 諏訪 知恵<br>子育て支援係長 後藤 誠<br>子育て支援課主任 矢島 隆生<br>株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之  |  |
| 傍聴の可否                   | (可) ・ 一部不可 ・ 不可   |   |  |
| 傍聴者数                    | 21人   |   |  |
| 会議次第                    | 1 開会<br>2 地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」について<br>3 その他(報告)<br>4 次回の日程について<br>5 閉会 |   |  |
| 発言内容・<br>発言者名<br>(主な発言) | 別紙のとおり  |   |  |

|      |  |
|------|--|
| 要旨)  |  |
| 提出資料 | 資料18 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策<br>資料19 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<br>資料20 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例<br>資料21 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| その他  |  |

## 第5回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成26年10月7日

### 開 会

○松田会長        それでは、本日もどうもお忙しいところありがとうございます。ただいまから平成26年度第5回になりますが、小金井市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

      昨日は台風で、ほんとに皆さん大変だったと思いますけれども、今日は台風一過で、安定してございましたので、本日も9時をめぐりにいたしまして、精力的に審議を進められればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。本日は鳴海委員と岩野委員のほうから所用でご欠席を賜ってございます。

      それではまず、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長    それでは配付資料の確認をさせていただきます。机の上に置いてあります順でご説明を申し上げます。

      まず一番上がA4縦、両面印刷になりまして1枚物なんですけど、今回の第5回小金井市子ども・子育て会議次第になります。裏面が今回の席次表になっておりますので、ご確認をお願いいたします。

      次からが資料になります。今回お配りしている資料が全部で4点。資料の18、19、20、21になります。まず、資料の18になります。表題が地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策ということです。こちらが両面印刷になっておりまして、全5枚、合計10ページということになります。

      次が資料19になります。こちらは「小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」になります。こちらもA4の縦、両面印刷になっておりまして、全23ページになります。

      次が資料20です。「小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」になります。こちらもA4の縦になりまして、両面印刷の25ページまでです。

      それと最後です。資料21です。「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」になりまして、こちらはA4の縦、両面印刷になりまして、合計7ページまでになります。資料について落丁等ございましたら、また事務局のほう

までお申し出いただければと思います。

確認は以上です。

○松田会長      ありがとうございます。

それでは早速ですが、議事の（２）番、地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」についてを審議してまいりたいと思います。

で、前回の会議でご意見をいただきました量の見込みに対しては、サービス量の提供体制である確保方策を検討する必要がございます。本日は、この確保方策についてを議題といたします。つまり、量の見込みに関しましては、前回までご議論いただきましたけれども、それに基づきまして、次に確保の方策というものを検討していくということです。で、量の見込みを出していない事業もございますので、それについても確保の方策を、その根拠とともに検討するということとなります。

で、スケジュール感を再度確認いたしますと、つまり、この確保の方策とか量の見込みというものが、新しい計画のいわば非常に骨格といたしますか、それを支えるものになります。ですので、このあたり、一番中身に関して影響の大きいところですので、じっくりと審議ができたかと思っているところです。

で、出口というところは、1月のおそらく中旬、下旬から中旬にかけて、一応の、まずの案のパブリックコメントを求めるといような、そういうところになるかと思っておりますので、基本的には、今月は2回会議が予定されてございますので、この2回の会議において、この確保方策はある程度確定ができればというところで、11月以降は今までの議論を受けまして、その新しい計画も素案とその内容についてさらに集中的に審議をしていくと。ですので、場合によっては、12月はもう複数回の開催等が、臨時として予定せざるを得ないといようなことになるかもしれませんが、大まか、そのようなスケジュール感の中でよりよいご議論いただければと思います。

それでは、本日は10事業に対しての内容になりますので、少しちょっと、全部ご説明を受けてやるというのは厳しいんじゃないかと、私のほうはちょっと思いまして、前回まで量の見込みに関してご審議いただいているところは、ある程度ちょっと情報もあるんですけど、逆に量の見込みを出さなかったところで、本日、確保方策を検討するという事項が4項目あるということですので、先んじまして、まずはその4項目に関しましてご説明と審議をした上で、残りの6項目をその後にさせていただければと思うんですけど、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは資料を伴いまして、内容につきましてご説明を事務局からお願いしたいと思います。

○子育て支援係長 それで、今、会長のほうからお話がありましたとおり、前回の会議までで量の見込みの審議をしていないものについて、まず説明をさせていただきます。資料は18を使って説明をさせていただきます。

まず、量の見込みについてなんですけれども、原則的には今年の12月に行いましたニーズ調査の結果をもとに推計をしていきなさいという形になっております。しかしながら、今回事業計画をつくるに当たりまして、量の見込みを一律、ニーズ調査ではかり切れないものがございます。そのはかり切れないものが本日お出ししているものにつきまして合計で4点ございまして、それぞれ量の見込みについてどのように出したのか、それと確保方策につきましてどのような案になるのかというのを資料18を使って説明させていただきます。

まず（1）です。利用者支援事業というものになります。この利用者支援事業につきましては、事業概要に書かれておりますとおり、子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者または妊婦等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。これは、イメージとしては横浜市で行われております保育コンシェルジュというのがイメージになろうかと思います。それぞれ、保育・教育の利用希望者がこちらの相談利用者支援ということで、相談員に相談をいたしまして、その就労状況や地域状況などをもとに、個別にそれぞれどういった施設に進むのが適切なのか、どういった施設を利用するのが一番よいのかというのを個別のケースに応じて相談に乗る事業という形になります。

で、この量の見込みの考え方についてなんですけれども、その中段をごらんください。量の見込みについてということで、国のほうで出されております指針、それと国のほうで事業計画を策定する上で手引というのがございまして、その手引に書かれている内容についてはこちらをごらんいただければと思います。で、小金井市の量の見込みについてなんですけれども、国の手引や事業説明資料などから、教育・保育の提供区域設定の1カ所、複数の中学校区で構成する2カ所などのパターンが想定されますが、本市の地勢や提供区域の基本的な考え方、関係機関との連携しやすさなどを考慮し、量の見込みは1カ所とするとしております。もともと、これは相談事業になりますので、利用者の

身近な場所というふうにいわれております。その一方で、相談者は関係機関との連携ですとか情報提供などが求められております。そのバランスを見た中で、まず小金井市としては、教育・保育の提供区域というのは小金井市域を全体とした1区域としております。さらに、小金井市というのは非常にコンパクトな市になっておりまして、庁舎につきましてもここに集中しております。ということは、ここに相談機能があれば、関係機関やサービスの提供、情報提供、情報照会というのが非常にしやすいだろうということで、提供区域も1カ所で設定していますし、事業のしやすさ、いわゆる利用しやすい近い地域ということではないですけれども、不可能ではない範囲で、利用できる範囲で、かつ来ていただければあらゆる情報が提供できてというところを踏まえて、この相談事業、相談場所を1カ所としてはどうかというのが小金井市の考え方になります。

それに対して確保方策になります。これはサービスの提供体制を今後5年間、小金井市でどうとっていくかというところです。ちょっとこちらのほうを読ませていただきますと、本市では平成26年8月から、保育所入所希望者の保護者・待機児童の保護者からの相談、ニーズに合った保育サービスの情報提供等などを行い、市民ニーズに対応するため、保育課窓口には2名の保育所等入所相談支援員というのを配置しまして、こちらの利用者支援事業を実施いたしました。現在の事業実施状況で量の見込みに対応する、ニーズに対応することが十分可能であり、こちらの体制を継続して実施したいというような考え方になります。

次にすいません、ちょっと飛びまして4ページごらんください。4ページの事業名称が乳児家庭全戸訪問事業ということになります。これは簡単に申し上げますと、生後4カ月までのお子さんのいる家庭全てを訪問しまして、子育てに関する情報提供を行ったりとか、お子さんや保護者の方の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に乗ったり、助言をしたりというような事業になります。

こちらの、まず、量の見込みについてです。今後、平成27年から31年度までに、この乳児家庭全戸訪問事業ということで、生後4カ月までのご家庭、100%訪問するのにどれだけの量があるのかというのを、一応こちら、真ん中中段に書かせていただいております。これは簡単に申し上げますと、児童人口推計から算出をしております。主にこれ、表としては一番上がゼロ歳児人口、次が出生数、3番目が事業実績、最後、出生数比率という書き方をしております。まず、この量の見込みを算出するに当たりまして、ゼロ歳児人口で算出をしてはどうかと、まず考えました。ただ、実際に3番目の事業実績

を見ていただきますと、ゼロ歳児の人口、その時点のゼロ歳児の人口よりも実際に訪問した数というのが多くなります。なおかつ2番目の出生数というのをごらんになっていただくと、事業実績よりもさらに多くなります。で、今回目指さなければいけないのは、この出生数に対して100%訪問していきなさいということなんですが、ただ残念ながら、今後の人口推計を出すに当たりまして、出生数の推計というところまではできておりません。で、じゃあ最終的に何の数値を使わなければいけないのか、何の数値であれば推計を出せるのかといいますと、ゼロ歳児人口になりますので、ゼロ歳児人口というのを基準に、今後、出生数がどのぐらいになるかというのを推計したというのが、簡単に言いますとこちらの内容になります。

で、下の黒丸、本市の対応というところなんですけれども、こちらに書かせていただいておりますとおり、ゼロ歳児の推計人口と、あと出生数比率、こちらはちょっと私どもでつくりました造語なんですけれども、ゼロ歳児の人口と出生数、どれだけ乖離があるかというのを%を出しまして、その%を掛けていきました。その%が108.88%という形になります。これは平均値ということではなく、21年から25年までの最大の値というのをとらせていただいております。で、平成27年度から31年度までの、既に皆様のほうでご議論をいただきました、ゼロ歳児の推計人口掛ける108.8%というのを掛けたものが量の見込み、イコール、今後の出生見込み数であろうというような形で試算をさせていただいております。

それで確保方策についてです。今後どのように対応していくかというところなんですが、実際に、今、現状の事業の実施状況なんですけど、実は訪問率という言葉の言い方をしますと、必ずしも100%の訪問ができていないというのが現状です。それはなぜかといいますと、訪問を断られたりですとか、生後4カ月までは里帰りをされていて、その後小金井に戻ってこられる方がいらっしゃるとか、そういった関係もございまして100%には至っていないんですけれども、そういったご不在の家庭であっても、必ず訪問をさせていただきます、訪問の予約をしませんかということでアプローチをさせていただいております。それは、直接お宅へ訪問したりですとか、電話をかけたというように形で、相手の方には必ずアプローチをとっているということで、常に現状の体制で、もう100%の訪問の体制はでき上がっていると考えております。したがって、今後も、今、現状の事業体制を継続していくことによって確保をしていこうという考え方です。

あとは、確保方策の書き方としましては、すいません、中段なんですけれども、実施

体制ですとか委託団体等、実施機関等も書く必要がございますが、それは現在、実際に行われているのをそのまま書かせていただいているという形になります。

次のページごらんください。（５）番、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業。ごめんなさい、これ、「業」が消えちゃいました、申しわけございません。事業ということになります。これは簡単に申し上げますと、児童福祉法という法律の中に、要保護児童、要支援児童、特定妊婦というのが規定されております。簡単に申し上げますと、そのご家庭の保護者に養育をさせることが不適切である児童、もしくは養育に支援が必要な児童、簡単に言えば、子育てをその保護者にさせるのが不適切なお子さん。保護者の子育てに支援が必要なお子さん。あと、特定妊婦というのが、これは望まない妊娠とかです。今後虐待のリスクがある妊婦さんに対して、この養育支援訪問事業ということで、主には現状の小金井市の事業体制ですと、子ども家庭支援センターの職員が専門的な見地から家庭訪問をして、援助、指導を行う。それと、あと、ヘルパーさんを派遣いたしまして、家事援助を行う。こういった養育支援訪問事業というのを行いまして支援をしていきなさいというような事業になります。

で、こちらの量の見込みになります。まず、中段に書かせていただいているのが養育支援訪問事業の実績になります。それと、その下の欄なんですけど、要保護児童数実績になります。実際にこちらで示しております実績に相関関係というのが実は見られません。要保護児童数は右肩上がりです上がってきているんですが、実際に派遣対象としている人数については山あり谷ありという形で、必ずしも一致がしていない。ただ、大まかな傾向として見れば、減ることはないだろうという部分しか読み取れないのかなと思っております。したがって、今後、平成27年から31年の量の見込み、今後どれだけ派遣する体制をとればいいのかという部分につきましては、過去5年間の事業実績の中での最大値である23人を量の見込みとさせていただきたいと考えております。

それに対しまして、確保方策についてなんですけれども、こちらも、今、現状の体制で全て養育支援訪問事業というのは対応ができていたというような形になります。例えば、これが仮に30人、40人になったらどうかという話はございますが、例えば、家事援助の部分につきましては委託で行っておりますが、その委託事業所についても6事業所を確保しております。当然、子ども家庭支援センターの職員の数には限りはありますが、じゃあ、相談支援をできないかという、そういうことでもないのかなと思っております。

す。つきましては、量の見込みは一応23人ということではございますが、これから多少増えたとしても十分に対応できる体制は整っていると考えておりますし、こちらの事業実績を見ていただくと、そんなに急激に上がる、急激に下がるということはないのかなと思っておりますので、一定、確保方策につきましても現行体制を継続して実施したいと考えております。

最後に一番最後のページをごらんください。10ページです。妊婦に対して健康診査を実施する事業ということで、これは妊婦健診になります。

で、妊婦健診の量の見込みにつきましては、算出方法は中段の四角に書かせていただいております。過去の受診件数と妊娠届け出数というのをベースに数値を算出しております。これも、今後の推計値として考えた場合なんですけれども、先ほどの乳児家庭全戸訪問事業と同様に、平成27年度以降の推計値を出すに当たりまして、あ、ごめんなさい。まず、事業に関してなんですけれども、妊婦健診というのは皆さんご存じのとおり、妊娠をされましたらば、市役所のほうに届け出をしていただいて、受診券というのを交付していただいて、医療機関のほうでいわゆる妊婦健診を受けていただく。で、現在、14回、小金井市では受診券というのが出ておりまして、その定められた範囲内であれば、その受診券で健康診査を受けられるという事業になります。こちらも本来的には、妊娠届を出された方が、皆さん全て14回、妊婦健診を受けられてということであれば、事業実績の量の見込みの出し方というのは非常にシンプルにできるかと思えます。ただ、実際には違ってきております。妊娠されまして、妊娠届をされました、その間にお引越をされる方、当然いらっしゃいます。残念ながら流産される方などもございます。もしくは、妊婦健診14回あるけれども、14回全部受けなくていいやという方も中にはいらっしゃることは確かでございます。ただ、そういった部分を実績として一定、加味しなければ、この量の見込みというのを出すのにはふさわしくないだろうということで、受診件数と妊娠の届け出数をゼロ歳児の推計人口から比較をしまして、割合を出しまして、今後の妊婦健診の量の見込みというのを出しております。

で、まず、じゃあ妊娠届がどれだけ出るかということについてなんですけれども、ゼロ歳児の人口と妊娠届け出の提出件数の差というのが、おおむねゼロ歳児人口1人当たりに対して1.2件の妊娠届というのが出ております。それと、妊婦健診の受診件数についてなんですけれども、妊娠届出数と比較して、過去の実績では11.3件の妊婦健診を受けていらっしゃる実績が出ております。この1.2件と11.3件とを今後のゼロ歳児の推計人

口に掛けまして、量の見込みの算出させていただきましたのが一番上のものになっています。で、わかりやすく言いますと、一番上の段にある、量の見込み（人数）と書かれているものが、簡単に申し上げますと、これが妊婦健診受診の対象者数です。こちらに書かれている言葉で言いますと、妊娠届け出が見込まれる方です。で、次に量の見込み（件数）と書かれておりますのが受診件数になります。これが量の確保方策の検討をするに当たりまして、ちょっと、1回目、2回目と分けるとなかなか難しくなりますので、こちらは1回目、2回目以降も含めた合計値といたしまして、平成27年から31年度までこのような形で、量の見込みの確保方策というのをつくらせていただいております。

で、確保方策についてなんですけれども、こちらも現行の体制、実は、現状、受診をしていただくのは都内にございます契約医療機関、当然、産科があるという前提ですけれども、契約医療機関で受診をしていただきます。ですので、今、現状、受診券、14回全て、国のほうから示されている基準どおりお渡しをしております、すべからく皆さん、14回受診していただける権利をお持ちいただいているということで、こちらにつきましても、現状、確保方策というのは現行体制を維持すれば、十分、今後、31年度まで、皆さんが妊婦健診を14回、丸々受けていただくような体制は整えられていると考えております。ただ、実績としては、実は14回ではないんですけれども、その裏でそれだけの用意はしてあるということで、これだけの実施体制を確保していけば、今後、この量の見込みに関して十分対応できるということで、こちらにつきましても現行の実施体制を引き続き継続させていただきたいというような、確保方策のつくり方になっております。

ちょっとすいません、早足で説明だったんですが、私のほうから説明は以上です。それと、本日、委託事業所であります、株式会社ぎょうせいの研究員に出席をしていただいております。ちょっと、この確保方策の考え方について、国のほうの考え方ですとか、全国的な流れというのを、ちょっとぜひご説明いただきたいと思いますので、そこについては説明かわらせていただきます。

○小林研究員　こんばんは。私、株式会社ぎょうせいの主任研究員をしております小林と申します。今回は小金井市さんから委託を受けまして、今回子ども・子育て事業計画の策定ですとか、情報提供をさせていただいております。で、今日は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとか、確保方策ということで、ちょっと全体的な話と、今、全国的に起きていることをちょっとお話ししたいと思います。着席でちょっとご説明したいと思います。

まず、こちらのものに関しては、国のほうで、まず一定の指針が出ています。で、このこちらが、今、出ている事業に関しては、まず出発点としては、各自治体では、まず任意でやってくださいということで、法律上の位置づけとして、努力目標というのが一番最初の出発点です。で、その中で小金井市さんとしては、各事業を全て行うという判断のもと、今までやってきましたというところで始まっています。新しい今回の子ども・子育て新制度になった状況でも同じような形で、今、継続がされているという形で、法律上もそういうような位置づけで、今、動いています。

で、今、全国的にこの、量の見込みの確保方策というのをどこの自治体でも実は検討していて、このような、例えば、子ども・子育て会議で、皆様でご判断いただいているというのが、今、起きている状況です。その中で一番難しいことというのは、量の見込みは出せても、じゃあ、確保をどうするか、いわゆる実態を伴ってやれるかというところが一番難しいところで、で、この実態を伴ってというところがすごく実は難しい判断があって、例えば、受け入れとしては100人受け入れられるけれども、実際としては90人まで、今、請け負っていますってなると、10ぐらい実は余力があるんですけども、そういう形で弾力してやってもいいよという事業は、実はこの中にもあるんですけども、その数字に関しては、今回、この量の見込みと確保方策にそれは入れられないというようなルールになっているので、實際上、今、ここに出てきている確保方策の数字というのは、いわゆる、きゅうきゅうな状態での数字ではなくて、若干余裕はあるよというような形の数字になっているというのは、裏側としてはあります。ただ、そこは数字上としては出せない、これ、決まりになっているので、今回出ているこちらの、小金井市さんでの事例でもそうなんですけれども、こちらの数字に関しては、きゅうきゅうではない、ちゃんとした、少し余裕を持ってやれるよというところを踏まえてやっているというのが実情になっています。その辺がないと、実際じゃあ、ふたをあけてみたときに何もやれませんかというようなことが起きるので、そういう形の考え方になっているというのが、国の指針の考え方になっています。

で、あと、それからこの中で、一番新しいものは利用者支援事業というところなんですけど、これは今回、平成27年4月から新しく始まる事業で、今までなかった事業です。これに近い事業ですと、地域子育て支援拠点事業というのがあるんですけども、この中でやっていた事業を幾つか分類をし直して、新しく利用者支援という形で始めましようというのが一番最初の事業になっています。ここは、どこの自治体でも初めてやる

事業になります。で、先進的にやっている自治体さんもあるんですけども、それはもう、今年度始めている小金井市さんの例もありますけれども、ここはもう、各自治体で初めてやるという事業になりますので、やっている自治体と、初めてやる自治体と、今、現状やっている自治体、ちょっと3つぐらいの状況に、今、なっているという形になります。

それからあと、乳児全戸訪問事業、それから養育支援訪問事業、それから妊婦健診、この4つの事業に関しては、子ども・子育てのアンケートには出てこない事業なんですけれども、今まで子ども・子育ての法定事業としてやってきた事業で、これは子ども・子育ての新制度の中でも継続してやりなさいということで、これに関しては、国の指針としては、実態をまず踏まえた上で、次年度以降の平成27年4月からどういうふうにするかという基準になっています。

以上が全体的な話と、全国的な傾向ということでお話をさせていただきました。

○松田会長      ありがとうございます。今、言っていた4事業は、前回までニーズ調査から量の見込みを算出するというをやってきましたけれども、ニーズ調査では量の見込みが出ないという事業です。ですので、それにかわる量の見込みの考え方と、実際の量の見込みというのを出していただいたことと、それと、本日からの議題になっております、それに基づいて確保方策というものをどういうふうにするか。ですから、この4事業に関しましては、観点が2つあるということですね。これ、前回までのことと、そこからプラス、確保方策ということでご検討いただくということです。

で、量の見込みというのは言い方をかえますと、骨骨の一番骨格の部分なんですけど、確保方策という段において、肉づきはしっかりと出てくると思いますので、このあたり、委員の皆様方にもいろんな観点からご意見いただいて、それで、審議を深めていければと思っているところです。

それでは、まず、今のご説明の4事業に関しまして、ご質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○新保職務代理    よろしいですか。

○松田会長      はい、お願いします。

○新保職務代理    1番目の利用者支援事業ということについて質問したいんですけども、確保方策については、「保育課窓口には2名の保育所等入所相談支援員を配置し、本事業を実施していることで、量の見込みに対応することが可能であり」というふうに書いてありますが、

現時点では「保育所等」なのですが、保育所に対しての相談員ということでしょうか。一応、ここの中には、教育や地域の子育て支援事業ということが盛り込まれているので、そうなると、保育所以外の項目についてはどのように対応していくのかということを経験したいと思いますが。

○子育て支援係長 まず、この利用者支援事業についてなんですけれども、例えば、保育課の窓口に行きまして、「子どもを保育園に入れたいんだけど」という相談をしました。そのときに、例えば配偶者も働いています、私の就労時間が月40時間だったとします。それであれば、「あなた、保育園に入れる必要ないじゃない。幼稚園でもいいんじゃない。じゃあ、幼稚園の入所で、幼稚園は小金井市内にこれだけあって、こういう点になっているので」という相談をしていくのが、こちらの利用者支援事業になります。なので、例えば、保育園に入りたいんだけど、じゃあ、今、保育園はどこどこにどれだけの空きがありますから、ここ、やってみますか、ここ、やってみませんかというだけではなく、実際のその方のライフスタイル、就労のスタイルですとか、生活スタイルですとか、そういうものに合わせて、例えばそれは逆もあると思います。幼稚園に入れたいんだけど、それよりも保育園に入ったほうがいいんじゃないかとか、保育園に入りたいんだけど、幼稚園に入ったほうがいいんじゃないかとか。という形で、ある一定の保育業務だけではなく、その周辺事業までを含めて情報提供と相談支援に乗るとというのが、こちらの利用者支援事業というものになります。

なので、一応、国のほうの想定としては、必ずしも保育園だけでなく、例えば、来年、保育園に入れたいんだけどというような話になったときに、じゃあ、来年の手続きはどうしましょう。それまでの間、お母さんは今の状況は煮詰まっている、そうしたらこんなところにひろばがあるよ、こういったところへ行って、いろんなお母さんと友達になって交流して、お母さんが元気になって働き始めたら保育所に行きましょうね、その手続きはこうですというような、周辺までを含めたいろんな相談に乗っていくというのがこちらの利用者支援事業の想定になっております。

ですので、今までの保育課の窓口で、例えば、入所の申し込みをしました、実は入れませんでした、待機児童になりました、じゃあ、とりあえず待機ということで、というような話だけではなく、それ以外の周辺の部分も含めてやっていって、その方に合ったサービスを情報提供していくというのがこちらの事業になります。

○松田会長 質問のご意図としては、だからこそ1カ所でもいいのかということをございますけれど

も。

○子育て支援係長 その部分についてなんですけれども、先ほど説明の段階でも申し上げましたとおり、小金井市として、区域設定の考え方でもいろいろお話をさせていただいたかと思うんですけれども、非常にコンパクトな地勢になっておりますので、周囲4キロ四方のそんなに大きくはない地勢になっております。

小金井市の市の庁舎の機能としても、今現在、ここに全てが集中しております。情報というのは、ここにいる人は非常に取りやすいというような状況にあります。そういった中で、あえてわざわざ外に出て行って連携をしづらい状況をつくり出す、もしくは取りづらい情報を取り出すよりも、ここに来ていただければ全ての情報が取れますよという環境で相談支援に乗ったほうが、私どもとしてはよろしいのではないかとということで、一応1カ所というような想定をさせていただいています。

以上です。

○水津委員 そうすると、今まで以上に対応の内容が増えるので、ここに上げられているような保育課の窓口2名という体制で、ほんとうに対応し切れるのかどうかがとても不安に思うのと、あと、この機関に来られる方というのは、要は、未就学児を想定しているということでしょうか。

○子育て支援係長 必ずしも未就学児だけではないですけれども、メインは未就学になろうかと思いません。

○水津委員 何が言いたいかというと、いわゆる保育課の窓口の中で、今までのイメージじゃない利用者支援事業というものを行うとなったときに、ほんとうに保育課の窓口がふさわしいのかとか、小金井市内の中でも、例えば教育委員会は7階、児童青少年課は4階、保育課はこっちというふうに分かれていますよね。その部分を統括して1つの窓口にみたいなものの考え方とか、せめて1カ所にするんだったらそういう方向性をとる可能性はないのでしょうか。

○保育課長 今、ご指摘いただきましたように、現在、教育委員会が7階、それから保育課は3階、児童青少年課は4階となっています。今回、中心となっていくのは幼稚園と、それから保育所関連だと思いますので、今回、保育課に設置するわけですが、来年度、組織見直しも行いながら、幼稚園についても教育委員会のほうから保育課のほうに持ってくるということも、現在、検討しているところです。

以上です。

○水津委員 続きで、結局、そこに例えば就学した後にはどうするのかという相談ですとか、そういうものも含めて対応できるようなものがあってこそその利用者支援事業だと思うので、そういう方向性みたいなものも行政としてすごく大事な部署になると思うので、1カ所にするならば、かなりの充実感を持つ方向性をぜひ図っていただきたいと思います。

○保育課長 今のご指摘を踏まえて対応できるように、今後進めていきたいと思います。

○新保職務代理 非常にちょっとわかりづらい事業なのかなという印象を私は受けました。ここに「相談・助言等を行うとともに、連絡調整をする」というふうに書いてあるので、今のお話だと、保育園、幼稚園等の入所相談の窓口というようなイメージが強いんですが、私たちがこれを聞いたときには、子どもに対しての総合的な相談窓口というイメージがどうしても強くなってしまっている印象があります。ですので、この事業を行う場合には、この事業に対しての名称ですか、そういうことをちょっと精査していかねばいけないのかなと思います。

小金井の場合は、子ども家庭支援センターという相談窓口が今、定着していると思うので、そことどういうふうに関係しているか。あと、例えば保育園に入るにしても、障がいを持つお子様がいらした場合には、そこを1つの窓口で済むように、役所の中の相談窓口をその方たちが歩くのではなくて、全てのことをここで済むというような、そういうイメージでやっていかれたらいいのかなと思います。

○松田会長 ご意見として、確かに、これは非常に重要なポータルサイトといたしますか、この窓口で、要するに支援事業全体をご相談していただけるということになると思います。そういう意味で新しい事業ですので、箇所は1カ所ということかもしれないですけども、内容についてご検討いただくと。

○沢村委員 保護者の立場から、コメントと質問をさせていただきます。

未就学児を持つ保護者としては、この事業は、自治体も動き始めたのは大きな前進だと思っています。一番困るのは、やっぱり保育所に入れられないということなので、その支援をしていただけるというのは、非常に心強く感じています。場所についても、1カ所に集約するというのに、私としては、賛成します。

あと、運用の仕方なんですが、空き状況の把握を、どのようにリアルタイムの状況を把握しているのかということと、場合によっては、市内で入るところがない場合もあると思うんですが、そういう場合に市外の情報などを、住んでいる方によっては小平が近いとかという状況もあると思いますので、そういう市外の情報の提供までを視野に入れ

ているのか、この2つをお聞かせ願います。

○保育課長 現在でも満足できるような状況ではないんですけれども、市内の保育所の空き状況については、随時発信しているところです。タイミングは月に1回ぐらいのペースになってしまっていて、リアルタイムとまではいかないんですけれども、そういう状況です。

そういうのにつきましては、今後、今回設置する2名の職員とそれぞれの施設の間で連携を密にして、なるべく新しい情報、あと、その都度問い合わせするという点もあるかと思います。そういう形で対応していきたいと考えています。

それから、市外の施設ということにつきましても、ご提案として受けとめさせていただいて、近隣の他市とどういうふうに連携していけるかについても、課題として認識したいと思います。

以上です。

○日野委員 私も、先ほど新保職務代理のおっしゃったとおり、事業概要というのと、確保方策の文章を読んでいると、ちょっと混乱してしまった点があって、この事業は、小さいお子さん対象ということで、この事業概要で、妊婦さんも対象に含めているということによるんですね。例えば、妊婦さんからの相談が来たときに、保育課の窓口の2名の対応する方は、保育所等入所相談支援員が行っていくということになるのかなと、ちょっと思ったところがあります。

沢村委員がおっしゃったとおりに、窓口は1カ所で全部話を、小さいお子さんをお抱えだったり、あと妊婦さんとかも含めて、今後支援、子育てをしていく方たちが相談しやすいところが1カ所というのはいいと思うんですけれども、保育課というところでそれを行うとわからない人も出てくるかと思うので、妊婦さんが保育課に相談に行こうとは、ちょっとぴんとこないと思うんですね。そういうところを、もしこの1カ所にするんだったら、もっとわかりやすくしていく方向に持っていったほうがいいんじゃないのかなと思いました。

○子育て支援係長 大変恐縮ですが、一応、こちらで書かせていただいております事業概要についてなんですけれども、これは、国のほうで示しております事業概要を転記させていただいております。ですので、新しく始まった事業ということで、どういうふうな書きぶりがいのかということも、いろいろ悩む部分であるんですけれども、とりあえず国のほうで示しているのをそのまま入れているというような感じになります。

先ほど、職務代理のほうからもご紹介がございましたとおり、東京都には、子ども家

庭支援センターという制度があります。これを見ておきますと、教育・保育施設の入所相談と、子ども家庭支援センターの機能を掛け合わせたような相談員さんの設置というのが、確かに国のほうの資料などからは読み取れます。

ただ、実はこちらは、今申し上げたとおり、国の制度でございまして、他県に、東京都を一步外に出たときに、子ども家庭支援センターのように、1つの機関を設けて子どもと家庭に関するあらゆる相談に乗る施設というのを持っているかどうかということになりますと、そこはもう各府県の判断になっておりまして、あるところとないところがございまして。

国のほうとしては、全国的な事業設計をしなければいけないという関係上、関係機関との連絡調整等も含めた、妊婦さんまでも含めた書き方になっているのかなということになりまして、小金井市のほうでは、現状、こういった方々のあらゆる相談につきましては、子ども家庭支援センターですとか、また健康課のほうでもお子さんの相談に乗らせていただいたりとかということで、相談の先は、現状はいろいろあるということで、今、小金井市のほうで実施しているこの利用者支援につきましては、どちらかというところ、横浜市さんのほうで行っております保育コンシェルジュという、いわゆる保育・教育の入所部分の相談に特化した形での相談員さんの設置という部分で、一定、ご理解のほうをいただければ大変ありがたいかなと思います。

今後も資料の書きぶり等につきましては、こちらのほうでもいろいろ研究、検討させていただいた上で計画に落とし込む必要があるかと思いますが、現状、大変恐縮ですが、そこで適切なものが思い浮かばなかったということで、国のほうをそのまま転記させていただいているということでご容赦願います。

以上です。

○新保職務代理 私、前々から思っていることがあって、今回のこの議論とはちょっとずれるかもしれませんが、子ども家庭支援センターが市の一番外れのほうにあるということは、やはりもう少し中心で動いてもらいたいなというのがあるんですが、いろいろ市の事情もあって、今、あの場所にあるわけですけども、今後このことを、(1)の利用者支援事業を検討した際にぜひお願いしたいのは、「保育課窓口」に2名の」という部分に子ども家庭支援センターの職員も、1週間に一度でもいいので、ぜひそこに配置できるような配慮をしていただきたいと思います。

そうすると、相談に見えられた方があちこちへ移動しながら相談を持ち歩くのではな

くて、市の中1カ所で相談業務が済むような工夫がひとつ必要なのではないかと思うので、1週間に一度でも、その中で丸1日でなくてもいいので、ぜひそういうようなことも、今後、市として検討していただけたらありがたいなという、そういう意見をここで述べさせていただきます。

○佐藤委員　私も、子ども家庭支援センターがあるのに、保育課で受けていくというのはどうなのかなと。もうちょっと現在ある施設をうまく使っても、やっぱり市の端っこなので、どうしても武蔵野市寄りの梶野町とか関野町の人たちは、電車に乗って、バスに乗って、小さい子を連れていかなきゃならないという点では、ちょっと行きにくいというのでは、市の真ん中にある市庁舎を使うというのは、利便性はいいとは思いますが、ただ、内容的に、保育コンシェルジュという、要はコーディネーターみたいな形で、「じゃあ、あなた、こっちへ行って相談してみたら」、「こっちへ行って言ってみたら」というと、保育課のその方に相談すればある程度方向性を出してもらえると、大まかなプランナーみたいな形で、実際はその専門のところに行かないとならないという事は変わらないとは思いますが、実際、8月からスタートしているという状況の中で、現在利用している方や、どうやって他の子育て事業等に絡んで連絡調整をなさってきたのかという実践を伺いたしたいと思います。

○保育課長　現在、保育課の窓口には2名配置して、現在、準備中なんです。窓口対応等を行いながら、現在の保育所の入所関連の知識であるとか、そういうのを今、研修の位置づけで準備しているところです。

なので、現時点で、まだ相談業務という形でまだお受けしている段階ではないんですね。8月に人を配置していると、それで現在、準備しているということになりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○松田会長　わりと問題といたしますか、委員の皆様方のご意見というものが明確に出ていると思いますし、少し市役所の方でもご検討いただくということをお願いしたいと思うところです。

時間のほうにもスケジュール感がありますので、本日、この確保方策について全て決定するという事は、多分難しいと思っているんですけども、他の事業に関しましても、一通りのご説明とご意見は少し交わし合った上で、また持ち帰りまして、次回の会議までにさらに突っ込んだご質問等を委員の皆様方にいただいて、それで次回の会議で最終、そのご質問とご回答をいただいて確定させていきたいと思っておりますので、二度ほど、

まだご検討、振り返っていただくところがございますので、若干前へ進めながらということでもよろしゅうございますでしょうか。

では、ほかの3事業については、何かご意見ございませんか。

そうしましたら、思いついでくださったら、また後ほどでも結構ですので、戻るといふことにいたしまして、では、続きまして、あと残り6事業ございます。6事業全部、内容をお聞きしてまいりますとちょっと厳しいところがございますので、残りを3つずつに分けてご説明いただいた上でコメントさせていただくということを進めさせていただきたいと思うんですけども。

それでは、まず2番の放課後児童健全育成事業からということになるんですが、まずは3つ、ご説明いただいでよろしいですか。

○子育て支援係長 それでは、順番に申し上げます。まず、2番、放課後児童健全育成事業になります。

これは簡単に申し上げますと、学童保育所の事業です。

こちら、量の見込みにつきましては、先日の会議でもご審議いただきました。平成27年度、量の見込み、低学年740、高学年254、合計で言いますと994になります。それからずっと数字が推移しまして、平成31年度は、低学年832、高学年257、合計1,089名の放課後児童健全育成事業のニーズという形になります。

それに対しまして、今回ご提案申し上げます確保方策につきましては、平成27年度が790人、数字が推移いたしまして、平成31年度が810人という形になります。

この確保方策をご提案申し上げました考え方が、下の四角になります。「確保方策について」というところをごらんください。児童の受け入れに当たっては、学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受け入れを優先します。高学年児童の受け入れにつきましては、平成26年度、今年度までと同様に、障がいを持つお子さんを対象とするとしております。

次に、平成30年度につきましては、低学年児童の量の見込みが確保方策を超えてしまいます。しかしながら、登録児童が必ずしも毎日利用しないことから、低学年児童の全入は確保できるものと考えております。その資料というのが、真ん中に書かせていただいております放課後児童健全育成事業の実績です。それぞれ、各年度の年平均出席率ということになります。こちらが、23年度の平均出席率が68%、24年度が69.5%、25年度が68.3%という数値になります。したがって、確保方策が平成30年には、低学年810人に対して810人を超えることとなりますが、全入は確保できるというふうはこちら

では考えております。

次に、高学年のお子さんの受け入れに対する考え方です。次からになります。今後、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める専用区画の面積基準及び支援の単位を構成する児童の数の基準への適合を図る必要性もあることから、高学年児童の受け入れは今後の施設整備の方針とともに整合性を図るため、計画見直し時に修正を図るとしてあります。

これは何のことかよくわからないところなんですけれども、第2回会議の際に、こちらの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案というものを、皆様にご意見を賜りました。その中で、1.65平米ですとか、40人とかというような話が出てきたかと思うんですけれども、そういった部分は当然、施設整備というのが必要になってまいります。その部分との整合性を合わせるためにも、今後の計画見直し時に修正を図っていくことが重要なのかなと考えております。

高学年児童の放課後対策については、低学年児童と比べ放課後の居場所が習い事などの校外の居場所を含め多岐にわたることから、類似事業などを含めて活用し、お子さんの受け入れを図っていくというふうにしたいと考えております。

これが、まず学童保育所になります。

次が、(3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)です。通常、法律上、子育て短期支援事業といいますと、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業というのが1つ出てまいります。今回は、とりあえず国の事業計画の定義上、ショートステイ事業というふうにされておりますので、まずショートステイ事業に絞って量の見込みと確保方策のほうをこちらに記載させていただいております。

こちらの量の見込みにつきましては、やはり前回の会議でもご審議いただきましたとおり、平成27年度は711、平成31年度が693になります。それに対し、現行のショートステイの事業の実施体制で既に730人日、1年間にお子様を受け入れられる数が730人日ということで、既にニーズを超えた提供体制の確保が出ていると考えられます。

その次の「量の見込みについて」ということで、こちらも——量の見込みと確保方策について、すいません、ちょっと抜けてしまいました——ということになります。

現状は、児童養護施設に委託し事業を実施しています2歳から中学校就学前までの児童を対象に、1日の最大受け入れ人数が2人で、全日利用可能となっているということです。これは1年間52週、365日ありまして、土曜日、日曜日も受け入れが可能となっ

ておりまして、年末年始の受け入れが可能となっておりますので、それを2人掛けるということで、730人日というような計算をさせていただいております。

次に、その次の次をお読みください。量の見込みの算出に当たってはゼロ歳から5歳までの児童のニーズ量をもとに算出しているが、一方、本市の対象児童は2歳からとなっている。ゼロ歳、1歳児の利用は受け入れ施設等の問題もあることから、今後研究していく必要があるということで、こちらも前回の会議でいろいろ皆様のご意見をいただきましたとおり、ゼロ歳、1歳のお子さんのニーズというのも今回、量の見込みの中に含まれておりますので、こちらにつきましては委託をしている児童養護施設等とも検討し、他の施設とも検討した上で、今後どうしていくかというのを考えていく必要があるのかなと考えております。

次に、飛びまして、(6)地域子育て支援拠点事業です。これは、ひろば事業です。

こちらにつきましては、やはり量の見込みが、平成27年度は7,426人回、平成31年度が7,092人回。これは簡単に言えば、1カ月にどれだけの方がひろば事業を利用したいと思っているかという数値です。これが平成27年度が7,426、平成31年度が7,092ということになります。

これは実は、前回までご意見を賜りました数字に、掛ける2倍をしております。これは、ひろばを利用されるのが、子どもだけで利用することはございません。子どもとその保護者のセットで利用されますので、これは量の見込みを掛ける2にしております。

それに対して確保方策は、平成27年度が2,016人回、平成31年度も2,016人回になります。

この確保方策の考え方です。まず、地域子育て支援拠点事業（ひろば事業）は特に定員の定めがないことから、確保方策の検討に当たっては、過去5年間の「1回当たりの人数の一番大きなもの」掛ける「回数」で算出をしています。現状、法律上のひろば事業として運営をされているものが、こちらの4カ所の児童館で行われておりまして、一番右、それぞれ月当たり、こちらの確保方策になっております。

次です。平成27年度より学童保育所6カ所、これは児童館併設を除きますが、でひろば事業を実施する予定になっています。また、子ども家庭支援センターでは常設の親子遊びひろば、「ゆりかご」と呼ばれていますが、こちらのひろばを設置し、事業を実施するなど、地域子育て支援拠点事業としての基準を満たしていないため、確保方策に含めることができないが、類似の事業で吸収は可能というふうに考えて、ひろば事業全体

で確保していくというふうにしています。

かつ、確保方策は量の見込みを下回るものであるが、上記のとおり市内各所で事業が実施される見込みであり、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備されるなど、利便性の向上が図られると考えます。地域子育て支援拠点事業といいますと、国の法律に定まった、基準に定まったひろば事業というのがこちらの事業に該当しまして、この分しか確保方策の中に含めることができません。ただ、それ以外にも、市で行っておりますひろば事業、今後行う予定の事業というのがございまして、そういった部分も加味すれば、十分ニーズにも対応できて、利便性の向上が図れるんじゃないかというような確保方策のつくり方をしております。

以上が、前半の3点になります。

○松田会長           ありがとうございます。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○藤井委員           2点目の放課後児童健全育成事業に関してなんですけれども、現状、年の平均出席率が68%、69.5%、68.3%という形で換算されているんですけれども、現状、小金井市の学童保育所に関しては、入所の要件として週4日以上登所しなさいというのがあります。おそらく、土曜日の保育も含めた形の出席率なのかなと思っているんですけれども、まずそこが、土曜日も含まれているのかどうかというところを確認させていただきたいんですけれども。

○児童青少年課長   ご案内のように、この平均は、土曜日を含んでのものになります。参考に、土曜日を除外した平日での出席率というのは、平均で大体80%となっております。

○藤井委員           その場合なんですけれども、確保方策のところに関して、「登録児童が必ずしも毎日利用しないことから」というところについて、68%から80%と結構数字が多くなってしまいう部分と、平成30年度、31年度に関して、現状の見込みよりも少ないという部分に関して非常に心配というか、今、大規模化が進んでいるという部分を含めていくと、確保方策としては、もう少し数字が多いほうが望ましいのではないかと思います。国の方針としても、女性の社会進出という部分が大きな事業の柱になっていますので、その点を含めて、もっと多めの数が必要なのではないかと考えています。

あと2点目の、最後のほうですね、「高学年の児童の受け入れに関しては、今後の施設整備の方針とも整合性を図るため、事業計画見直し時に修正を図る」という部分があるんですけれども、児童福祉法改正によって、4年生以降受け入れというものも必要になってくるという部分を含めているかと思いますが、この見直しというのは、具体的に

いつをお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○子育て支援係長 事業計画の見直しの時期につきましては、前回の会議等でもお話をさせていただきましたとおり、国のほうの指針としては、一定、「中間年」というふうな言い方をされております。ただ、見直しの時期に当たりましては、確実に中間年でやりなさいというような話ではなく、必要に応じて、1つの目安として中間年という形になっておりますので、ある程度市のほうから、もしくは会議の委員さんのほうからご意見を賜りました上で、見直し時期というのを判断させていただきたいなと思っています。

○藤井委員 じゃあ、今のところ、具体的には決まっていないという回答になるということですね。ごめんなさい、あと、3点目なんですけれども、3点目の確保方策で、「高学年の利用に関して、類似事業等を活用していく」という部分が書かれているんですけれども、これはどのようなイメージの事業を考えられておられるのかをお聞かせ願いたいんですけれども。

○子育て支援課長 この類似事業等ですけれども、現状、学校で行われております放課後子どもプラン、放課後子ども教室、こういったものを想定しております。

○藤井委員 その場合、今後の話になるんですけれども、低学年の保育に関しては現状の学童保育所を利用して、高学年に関しては放課後子ども教室というような住み分けを今のところイメージされているということでしょうか。

○子育て支援課長 放課後子ども教室で高学年の学童保育のようなものというふうなことではないんですけれども、放課後子ども教室の充実により、高学年の居場所が増えるのではないかとことです。

○藤井委員 わかりました。ありがとうございます。

○松田会長 ほかにいかがでしょうか。

○水津委員 ということは、放課後子ども教室事業の拡充とか、そういうことは当然、計画の中に入っていくということでしょうか。

○子育て支援課長 今、私のほうから、拡充しますというふうには言いづらいんですけれども、政府の経済対策の一環であります、「女性が輝く日本」を目指して女性の就労を支援していくという方向に国も全体的になっております。その中で、放課後子ども教室、それから学童保育所の充実というのが挙げられていて、まだ骨子の状態で、政府が平成27年度予算の概算要求をしているところまでは行っているんですけれども、もう少し具体的なものが出てこない、どの程度拡充していくという動きなのか、今までのやり方

を変えていくのかというところがまだ見えておりませんが、そういった方向を見据えながら充実していく方向なんだろうなというふうには考えております。

以上です。

○水津委員 放課後子ども教室等というところでの充実の中に、何て言ったらいいのかな、民間とか、NPOとか、そういうものの利用支援の方向性とか、そういうことというのは想定の中にありますか。要は、行政だけの、直営方法だけのもので子どもたちをまちの中で健全に育てられるとは思わないので、そういうネットワークだとか、そういうものの拡充みたいなものというのは、子ども・子育てプランの中に入っていき部分というのはどこかにあるのかというのが率直な疑問なんですけれども。

○子育て支援課長 子どもの健全育成のための事業、それから放課後の居場所づくりに関しては、行政だけでできるものではないと考えています。ただ、今、まだ具体的にお示しできるものはありませんけれども、今後そういったものを含めて充実していく方向であるというふうには思います。

○子育て支援係長 1つだけ追加で、こちらの事業計画を定めるに当たってなんですけれども、一応、言われております内容としては、基本的にはその事業で全部やりなさいというふうに言われております。これは、各自治体が国や都道府県に問い合わせをして、結構来ているとは思われるんですが、類似事業で満たしていいのかということに関しては、今のところ、いいとも悪いとも回答はないというような状況です。

ただ、国から言われているのは、放課後児童健全育成事業であれば放課後児童健全育成事業で、ひろば事業であればひろば事業で満たしていきなさいという形になっておりまして、この確保方策をつくっていく上では、大変恐縮なんですけど、それ以外の事業というのは、今のところ入れられないという判断のもと、ちょっとあいまいな言い方なんですけれども、類似事業というような書き方をさせているということも一部ご理解いただければと思います。

○沢村委員 学童保育については、施設を増やすとか、定員の増加をすることなしに、出席率を勘案して現状の定員での弾力的な運用をするという、そういう方向性と理解してよろしいんですか。

○児童青少年課長 28年度において、微増をしているわけですね。この計画年度においては、確保方策としてはこの数でという考え方が1つでございます。他の部分も含めて居場所を満たしていくということを考えていくということであって、学童保育事業としてはこの内容で

というふうを考えてございます。

学年については、現状の学年で実施していくということで、市の学童保育所条例の一部改正もご議決賜ったところでございますので、そのような状態で考えているところでございます。

○沢村委員 今の平成28年でしたか、790が810に増えるというのは、具体的にはどうやって増やすんですか。

○児童青少年課長 みなみ学童保育所の建てかえの実施を予定しております。

○日野委員 確保方策についての1つ目の項目で、「高学年児童の受け入れについては、26年度までの運用と同様に、障がいを持つ児童を対象とする」という書き方になっているんですけども、障がいを持っている児童を優先的に受け入れていくという考え方でいいんですか。

○児童青少年課長 優先的ではないです。同様にということでございますけれども、今現在は、障がいのある児童のみ4年生まで対応しておりますので、健常のお子さんの高学年の部分については、現在の学年のまま当分の間は行いたいと思っておりますので、確保方策については、そのような書き方になっているとご理解いただければと思います。

○松田会長 他の事業については、いかがですか。あるいは、もちろん学童の今までのご議論についても。傍聴の方のご意見からも、ショートステイについてのご意見いただいたりしておりますが。

そうしましたら、一旦、次の説明に移らせていただいて、また戻ってくるというようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事務局ほうからお願いしてよろしいですか。

○子育て支援係長 それでは、引き続きまして、7番の一時預かり事業からになります。これは今、実際に皆さんのほうでお感じになられている一時預かり事業と同様のものになります。

量の見込みに関しては、平成27年度が2万6,991人日／年、1年間に述べ2万6,991人の方が利用されるということです。それから、平成31年度ですが、2万6,311人日／年という形になります。

一方、確保方策になります。平成27年度が3万2,230人日です。その内訳といたしましては、保育所の一時預かりが3万0,025人日、子育て援助支援活動が2,205人日になります。これはファミリー・サポート・センターのことです。最後、トワイライトステイですが、これが現状、事業が未実施で、平成27年度も0という形の確保方策です。

今回は、平成31年度です。数字が推移いたしまして、確保方策の合計が3万3,128人日。内訳としましては、保育所の一時預かりが3万0,025人日、ファミリー・サポート・センターが2,373人日、トワイライトステイにつきましては、31年度事業を見込みまして、730人日。これはショートステイと同様の日数になりますが、730人日／年を想定しております。

確保方策の考え方です。まず、確保方策の記載について、国から示されておりますQ&Aについてですが、「一定の施設基準に基づき運営費などの支援を行っている認可外保育施設による対応についても計画に記載することも可能とします。」とされておりまして、現状、こちらの確保方策の中には、保育室さん（定期利用保育事業）についても確保方策の中に含めております。

今後、保育室さんの分につきましては、このような形で一時預かり事業の中にとりあえず含めて計算をしていくというような形を想定しております。

次に、現在の事業実施状況で量の見込みを受け入れることが可能であることから、継続して実施をするというふうにしております。

ただし、3番目をごらんください。ニーズ調査などからも、一時保育が利用できないとの声は多い。待機児童が一定程度一時保育に流れていることが定員不足の原因かと考えられます。今後は保育における待機児童の解消を図るとともに、保育の必要の認定を受けられない児童、いわゆる専門家庭のお子さんなんかを想定しておりますが、保育の必要性の認定を受けられないお子さんのいる家庭のニーズが高いと考えられる緊急一時預かりなどの充実が検討課題というふうに考えております。

次にファミリー・サポート・センター事業についてです。さまざまなニーズへの対応が必要であり、協力会員の確保が必要です。今後も引き続き、登録時の研修などを通して質の高い会員の登録を進めるとともに、従前の依頼会員への協力会員登録を働きかけることなどにより、「相互援助組織」としての更なる活性化を図るということで、簡単に言ってしまうと、お子さんの面倒を見ることができる会員さんの数を増やしていきたいということです。

最後にトワイライトステイ事業になります。こちらは会議の中でもご意見がございましたとおり、トワイライトステイ事業につきましては現在未実施です。現状の「のびゆくこどもプラン 小金井」の中にも記載があるとおおり、事業を実施するには現状至っておりません。実施場所などを幅広く捉えて、実施に向けた検討をしていく必要性を認識

しています。一時預かり事業については以上です。

次に8番です。病児保育事業（病児・病後児保育事業）ということです。こちらの量の見込みにつきましては、平成27年には3,146人日／年。31年度は3,067人日／年という形になります。

これに対しての確保方策です。平成27年度、合計で1,524人日／年、この内訳としましては、病児・病後児保育で1,524という形になります。その次の子育て援助活動支援につきましては、ファミリー・サポート・センター事業につきましてはゼロという形です。

31年度です。ニーズ3,067に対して、確保方策の合計が3,169人日／年で、その内訳としましては、病児・病後児保育で3,169人日／年としておりまして、やはりこちら、ファミリー・サポート・センターを利用した確保というのは想定はしておりません。

まず、確保方策についての考え方は次の四角のとおりです。事業の実施状況は以下のとおりということで、しんあい保育園さんのほうで実施されています体調不良児対応型が1日定員2名で292日、これは開所日数です。これで584人日／年というふうになります。くすみ保育室は現状、病後児保育室です。こちらで実施されている病後児保育が、定員1日4名で、開所日数が235日です。これを掛けまして940人日／年、これが現状、小金井市で確保できている事業の内容になります。

量の見込みを満たすには、定員7人規模の施設が必要になってきます。これに対して、現在のくすみ保育室は市の北東地区に所在し、南地区・北西地区の利用者には地理的な利便性が悪いことから、地域の偏りをなくするため、確保方策については一応定員3人と4人という2施設で想定はしております。ただ、実際にこの病児・病後児の保育事業につきましては、病院と併設というニーズが非常に高いです。できる場所が限られておりますので、一応想定上はこのような形で書かせていただいておりますが、実際にこれで行えるかどうかというところ、ちょっとなかなか難しいところがあるかと思っております。ただ現状、定員7人規模の施設が必要という形になります。

4番目ですね、ニーズ調査では、現在の事業では対象とならない「保育所に通所していない児童」、「病児」のニーズも認められることから、事業展開に当たっては今後の検討課題とします。

それとファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業ということで、国のほうからファミリー・サポート・センター事業の一部として、病児のお子さんについてもファミリー・サポート・センターでお子さんの面倒を見てもいいかということです。

うな事業があるんですけども、こちらにつきましては、確保方策として、他の実施自治体の情報から多くて年間100件程度の利用見込みなどであることから、確保方策に含めないという形にしております。これは、現状、東京都内で行われているところでこちらが認識している病児・緊急対応事業の実施区市町村さんにつきましては、近隣ですと清瀬市さんがたしかやっていたらと思います。それと23区に移りますと、新宿区さんや中野区さんが実施されていると記憶しております。

実績を見ますと、清瀬市さんはたしか年間二百数十件程度、それ以外のところが年間100件程度ということで、大まかなイメージとして説明を受けた内容としては、人口10万人規模に対して大体100件程度の利用が見込めますというような実施団体さんからの説明がございました。そういった関係から、ちょっと確保方策に含めるには若干数字としてなかなか難しいところがあるということで、今回は確保方策には含めておりませんということでご理解ください。

それと、最後です。9番、子育て援助活動支援事業（就学後）というものです。今回の量の見込み、確保方策の検討に当たりまして、ファミリー・サポート・センターはただ単純にそれだけで見てくるのではなく、3分割しました。未就学児童につきましては一時預かりのほうに入っております。病児につきましては病児保育のところに入っています。それ以外、就学児に対するファミリー・サポート・センターの提供につきましては、こちら、単独の項目ということで今回出てまいります。

平成27年度の量の見込みです。低学年が1,850、高学年が944、合計で2,794という形になります。平成31年度が2,082、高学年が967の合計3,049です。それに対しまして、確保方策としては、量の見込みに合うように、いわゆる量の見込みに100%対応できる数値として、2,794と3,049人日という記載をさせていただいております。

この確保方策についての考え方です。1点目の文章につきましては、今、口頭で申し上げたとおり、ファミサポ事業につきましては一時預かりと就学後に大まかに分かれまます。それ以外には病児というところにも入ってまいります。

2点目です。未就学児の量の見込みは一時預かり事業として算出されており、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みが不明であることから、平成21年から25年度までの活動件数の伸び率で算出をいたしました。これはどういうことかと申しますと、現状のファミリー・サポート・センターの活動状況から、就学児のお子さんに対する確保方策、いわゆる提供体制がどれだけとれるのか、未就学児のお子さんに対す

る提供体制というのがどれだけとれるのかというのが数字で定員数としてあるわけではございませんので、これを実績の伸び率で計算をしているということになります。

3点目です。本事業の最大確保量（推計）について、平成21年度以降協力会員1人当たりの活動件数の最大値は24.06件となっています。協力会員の数の見込みは、過去の実績から毎年15人程度の増加を見込み、「協力会員の数の見込み」掛ける「協力会員1人当たりの最大活動件数（24.06件）」を掛けた数字としましたということです。

これはどういうことかと申しますと、まず、協力会員さん、子育てを手伝ってもいいよというふうな会員さんは1年当たり15人増えます。これは、毎年大体の推移を見ますと15人というのが一つの目安になっておりまして、年間大体3回、協力会員さん養成のための講習会というのを行っております。これの大体の平均の1回当たりの登録数が5名ということで、1年間15名程度、協力会員さんが増えていく。いわゆる子育ての手伝いをしてもいいよという会員さんが増えるのかなということです。

それに対して、協力会員さん1件あたりの活動の数の見込み、協力会員さん1人当たりの最大活動件数ですね、大まかに言うと1年間24件活動という実績が過去に残っておりますので、これを一つ基準にいたしました。この数値を未就学児のお子さんのファミリー・サポート・センターの活動のための体制と、就学児のお子さんのファミサポの体制に分けて、こちらに書かれておりますとおり、最終的には現状の事業の実施状況で量の見込みを受け入れることは可能であり、継続して引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、説明は以上です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明の事業に関しまして、ご質問、ご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○水津委員 すみません。この一時保育のところの書き方が何だかよくわからないんですけども、要するに足りているということ、新しい施設が必要なのかそうじゃないのかがちょっと読み取りにくいんですが、どういうことでしょうか。

○子育て支援係長 結論から申し上げますと、足りてしまったということです。

○水津委員 数字上は足りてしまっているということですか。

○子育て支援係長 はい。ここにも書かせていただいておりますとおり、ニーズ調査の自由記入意見欄などから、実際に利用できないという声が非常に多いのは確かです。

じゃあその原因というのは何かということで考えてみますと、本来的には通所で保育

を利用されなければいけないお子さんが一時保育に回っていたりとか、定期利用ということで通常保育に回っていないお子さんが一時保育を利用されているということが十分想定されるのかなと。

やはりこれは自由記入意見欄にも同じようなご意見が実はございまして、他の自治体さんの状況で、待機児童の確保のために一時保育というのを優先的にそういったお子さんに利用して、ほんとうに利用したい人ができないと、小金井市ではそういうことがないようにしてくださいという意見も何件かございました。そういったこともやっぱり一定原因として考えられるのかなと、私どもとしても推測をしております。

ですので、待機児童の解消という部分と、この一時保育の定員というのがいわゆるセットになっているのかなということで、数字上は足りている。ただ、じゃあ何で利用できないのかというふうなことを考えたときにそういう原因が考えられていて、一時預かり事業ではありますけれども、それと同時並行で、ペアで待機児童の解消も進めていかなければいけませんねと。いわゆる緊急一時預かりと呼ばれているような、急に、ちょっと今日、どうしても子どもを預けたいといったようなニーズにも対応できるような構造改革というのを検討していかなければいけないのかなというのがこちらの記載のとおりです。

○水津委員      ということは、待機児童の解消なら当然のことであっての話という理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援係長   はい。すみません、これはもうちょっと事業計画上の話になってしまいますので、やはりある一定、全国統一の考え方があるんですけども、この一時預かり事業につきましては、今、水津委員のほうからおっしゃられました、いわゆる待機児童に対する考え方というのと、この一時預かりというのは全く別のところでの計算になっています。ニーズ調査につきましても、あなたは保育所に入れましたか、入れなかった場合、どういう対応をしましたかということで、この数字が実は出ていなくて、全く別の質問で、通常の教育保育事業は何を利用したいですかというところから出している、いわゆるニーズ量と、一時預かりを利用したいですかというふうに出している、別の質問で出しているというところが一つ、こういうふうな数値になっているポイントなのかなと思います。

○水津委員      それで足りているということですね。

○松田会長      ご説明としてはほんとうにそのとおりだとは思いますが、ただ、「足りてい

るといふことなんですかね」 というそのお言葉の裏にあるものといふのはもう重々ご理解いただいているところだと思いますので、そのあたりを何がしかの形で表に表現する努力といふのは、計画策定時においても何がしかはあってもいいのかなとはちょっとやっぱり思いますので、引き続きご検討いただくといふことで、そう思うところはございます。これは個人の意見ですけれども。

ほかはいかがでしょうか。

○新保職務代理 一時預かり事業についてです。その中のトワイライトのことなんですけれども、トワイライトがずっと未実施で来ていて、市の中でこのトワイライトの事業をどこでやっていくかといふのは非常に大きな課題かと思っております。その中で、31年度に開設を目指しているのかなといふのがこの中から読み取れるわけですが、この人数についての確保人数は、私は全然足りないと思います。この730といふのは先ほどのショートステイの人数をここに持ってきたといふことでしたが、実際にこの事業が始まったら、この数以上の、四、五倍の数になるのではないのかなといふような、私は予想はしております。

といふのは、これは皆さん具体的にどういふことかといふのがまだわかっていないので、ただ、他市ではもうこの事業をやっているところが多いので、その数を私が知る限りでは、この730といふ数、1日2人といふ数では非常に困難、ましてこの数であれば狭き門だと思います。

ですので、いろいろ目指すもの、できることといふのは選択がなかなか難しいかとは思いますが、開設を目指しているのであれば、充実した制度になっていくためには、やはりこの数で目指すのではなくて、もっと利用者が利用しやすい数でぜひ検討していただきたいなと思います。ですので、このトワイライトをするに当たっては、あと何年か先ですのでいろいろ検討されるとは思いますが、私はもっとこの人数は増やしていただきたいなと思います。そのために、他市でこの事業をしているところの数を、次回、提出していただきたいなと思っております。その内容によりますので、どういふ方が利用できるのかといふ施設の利用の条件によって、もちろん受け入れ人数も変わってくると思いますので、どういふものを市として目指しているのかといふことを具体的に、次回以降、お聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○松田会長 よろしいですか。それでは、そういう形で聞かせていただくといふことでお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか、はい。

○沢村委員 8番の病児保育について2点お伺いしたいんですが、まず、現状が定員2名と定員4名の2カ所で行われていて、確保方策で定員3名と4名の2施設となっているのは、しんあい保育園の方でいくと、平成30年度に定員が増えるということなのかというのが1点目です。

もう1つは、清瀬市と新宿区、中野区でしたか、ファミサポを使って病児・病後児に対応する事業としては、具体的には看護師さんとか保育士さんを登録するという事なんでしょうか。この2点です。

○子育て支援係長 まず、この確保方策についてなんですけれども、既存施設の定員増ということだけによらず、さまざまな方策を含めて、申しあげましたとおり、量の見込みを満たすには7人のお子さんを受け入れる必要が出てくるということで、その7人の受け入れ方法につきましては、新しい施設なのか既存施設の定員増なのかも含めてさまざまな検討が必要なんですけれども、この7人の定員はぜひ確保していきたいというのが考え方であります。

次に、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応事業についてなんですけど、こちらは、簡単に申し上げますと、既存のファミリー・サポート・センターに登録されている会員さんが病児を預かるという形になります。ただ、それに当たりまして、当然そのための研修というのを現状、通常16時間研修を受けていただいているんですけども、それをさらにプラスアルファでもっと長い時間、研修を受けてください、それと、ファミリー・サポート・センターの本部のほうに看護師さんなりを配置いたしまして、会員さんから何か緊急が起きたときにはすぐに出動できる、診れる体制を整えなさいですとか、あと、地元の医師会さんと協定を結んで診察のできる体制を整えなさいとか、そういったことが一定条件として上がってきております。

以上です。

○沢村委員 最初の点については、平成30年度に確保方策が増えているのは、その病院というか、具体的な予定があつてのことなんでしょうか。1,524から上がって2,229、31年度3,169、この年度までにそれを実現するというような、そういうことなんでしょうか。

○子育て支援係長 こちらにつきましては、例えばすぐに何か話があつて、ここの場所にこれだけの施設をつくるというような想定は、今のところございません。

○沢村委員 何となく増え方が不自然だなという感じがしたんですけども。突然ぽこっと上がります。既存のファミサポで、実際、病児・病後児を預かってくれる人というのは、そん

なに簡単に見つかるものなんですか。

○子育て支援係長 まず、現状からお話をいたしますと、例えば37度の熱がありましたからといって、じゃあ必ずしもそれをすぐに断っているという形ではなく、お互いに双方の会員さんとの合意のもとと申しますか、間の調整にファミサポが入りますが、合意のもとお預けただいていというケースがございます。ただ、当然その中で、感染性の疾患ですとかはお預かりすることはできないですけれども、実績として、実際にいわゆる病中のお子さんを預かっていないかという、そういうことではございません。ただ、そうではなく、それをもっとシステム的に行って、なおかつもう少し重度のお子さんに対しても受け入れるようにしたのが現状のこちらの病児・緊急対応強化事業というファミリー・サポート・センターの形態の一つになります。

会員さんの確保につきましては、実際にいろいろ話を聞いてきた中では、既存の会員さんの中からやはりやってもいいよという方はいらっしゃるようです。ただ、これはもう質との問題にもなっておりますが、例えば通常のファミリー・サポート・センターでもそうですが、いわゆる、有償ですけれどもボランティア事業ですので、例えば1時間700円の商売になるとか、お子さんを預かってというような会員さんではなく、ある一定の子育ての経験があり、なおかつ受講体制、研修姿勢が優良である方を登録しておりますので、そういった中から一定程度の数は登録される方はいらっしゃるというふうには聞いています。

○松田会長 どうぞ。

○日野委員 今後、保育所も小金井市内に増えるということも想定して、働くお母さんたちが増えてくると、子どもはよく病気とかをするものですから、病児保育事業というのはますます重要視されるようになっていくのではないのかなと思いました。それで、ファミリー・サポート・センターも、今のところは頭数に一応、確保方策の中には入っていないというふうにはなっていますけれども、今後、ファミサポの登録者の質もますます高めていく必要があるのだと、それにあわせて、そのうち、今はなくても今後、確保方策の一つとして清瀬市さんとか新宿、中野さんと同じように、もしかしたら小金井市もこのファミサポを入れたほうが、確保方策の数として入れていくことも考えられるのかなと思いました。見直しのときとか、修正のときとかに。

今は、会員になるという方全員に病児・緊急対応強化の研修を受けてもらっているというふうな考え方でいいんですね。

- 子育て支援係長 現状の研修では、この病児・緊急対応強化事業として実施する研修には、足りては  
いません。通常ファミリー・サポート・センター事業を行うのに必要とされる研修を  
行っているのみという形になります。なので、今後例えば、こういった事業を始めた場  
合に、じゃあ病児・緊急対応のほうのファミリー・サポート・センターの会員もやりた  
いわという話になったら、それにさらに別の研修を受けていただくという必要が出て  
まいります。
- 日野委員 では、受けたいという声が高まれば、小金井市は積極的にそういう研修を行っていく  
というふうに考えてよろしいですか。
- 子育て支援係長 少なくとも、通常ファミリー・サポート・センターを実施するための研修体制は、  
必要にして十分な体制が一応とられております。登録するに当たりまして、16時間の研  
修を受けていただいて、さらにフォローアップの研修を受けていただいてということをや  
っております。現状、これ以上研修カリキュラムですとか研修時間を増やすという  
想定はしておりません。当然、登録いただく会員さんのご負担ですとかもございま  
すので、現行の研修体制というのを維持しつつ、事業は継続していきたいと思っ  
ています。
- 松田会長 そうしましたら、今日ご検討いただいている10の事業をもう一度振り返っていただい  
ても結構ですので、追加でご質問、ご意見ございましたらいただけたらと思います。い  
かがでしょうか。
- 佐藤委員 子育て短期支援事業のショートステイのところと多分、かぶるかなと思うんですが、  
一時預かりの事業についてなんですが、ぜひやはり、ショートステイはゼロ・1の受け  
入れを積極的に検討していただきたいというのが一つと、あと、一時預かりについても、  
ゼロちゃんの、6カ月以上じゃなきゃだめとかいうようないろいろな基準の見直しをし  
て、やはり相談に来たいいろいろな保護者の方の対応ができるような体制をぜひ確保し  
ていただきたいということを付け加えさせていただきます。
- 松田会長 その点に関しては、いかがですか。
- 保育課長 ご意見を受けとめさせていただいて、内部で考えたいと思います。
- 松田会長 ほかはいかがでしょう。
- 新保職務代理 放課後健全育成事業の学童保育所のことなんですけれども、各学童保育所で大規模化  
が進められて、みなみ学童も建てかえということですが、ほんちょう学童の今後の見通  
しについてはいかがでしょうか。やはり人数が一番少ないところかなと思っているん  
ですけれども、ほんちょう学童の規模を拡大する、定員を増やしていくのか。

○児童青少年課長 定員を今、54、55、62と推移していて、確保方策としては、みなみ学童保育所の建てかえをもってと考えているところがございますので、施設そのものについては、今時点で計画しているものはないです。

○新保職務代理 では、あのままでやっていくということでしょうか。

○児童青少年課長 今時点の計画ですね。

○新保職務代理 今時点ではですね。ですので一応、入所希望者はどこの学童保育所とも同じように全員入れているという実績ですね。はい、ありがとうございます。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○杉山委員 地域子ども・子育て支援で、先ほど、横浜の子育てコンシェルジュさんのような形は、ごめんなさい、私は勉強不足で、それがあるというのは知っているんですけども、内容的なものでちょっと把握していないんだと思うんですが、今、保育課さんで2名増員になったというお話を聞いて、その2名の方がということなんですけれども、比較的保育園なので保育課さんともおつき合いがあって、今でさえも、正直言って職員の数が足りないなと思っていて、ほんとうにこの2名でこの形をするということが、多分、大変だろうと思うんです。

それで、いろいろな意味で今まで以上に窓口業務としてやっていく中で、今でさえもいろいろなおしかりをいただくことも当然出てくるわけですから、ほんとうに胃が痛くなる毎日じゃないかなと思うので、その辺ももうちょっと人数的なことだとか、それからやはり、どういう形でなさっていくのか、先ほど言っていたように、なるべくだったら1カ所で小さなお子さんを、保育所なり幼稚園に入所の場合には子連れでという形になってくるケースが多いので、その辺のことを考えると1カ所で、またプライベートなことも増えてくるので、なるべく今の窓口業務の場所ではなくて、少しもうちょっとゆったりとしながらお母さんたちがお話ができたりするような、そして聞けるようなスペースも含めて検討をされていていただければ幸いかなと思います。

○松田会長 それは、ご意見として。

○杉山委員 はい、検討していただければと思います。

○松田会長 そうしましたら、おおよそ予定していた時間もまいりましたので、今日は10事業を検討してまいりましたが、やはり1番の利用者支援事業に関してご意見がいろいろあるというところで、これはまたご検討して加えていただく部分もあると思います。あと、確保方策につきましてはいろいろご質問、ご意見が出ましたのと、新保職務代理のほうか

ら、他市の状況ということで追加の資料をぜひということで賜っておりますので、それは次回の会議で提示していただく。大きくご異議のあるようなところというのはなかったと思うんですけれども……、どうぞ。

○沢村委員 1点お願いなんですけれども、1番目の利用者支援事業の点は、今日は鳴海委員と2名、部会のメンバーが欠席なので、そこでも簡単なご紹介をお願いできればと思います。

○松田会長 それはよろしいでしょうか。

○子育て支援係長 はい、了解しました。

○小川委員 今日、10までの事業を提案していただいたんですけれども、これは並行で全て行っていくのか、優先順位をつけていかなければいけないのか、その辺はどういうふうになっているのかということをお教えいただければと。量の見込みのところ、量を増やすのも減らすのも、ある程度は可能だと思うんですね。量を増やせばいいというものではないと思うし、確実にできる方法をしていかなきゃいけないと思います。

先ほど、人を増やすということであったんですけれども、やはり質が低下をしてしまうということが非常に怖いと思うので、研修のことなども考えると、これからどういうふうにやっていくのかなと思っています。優先順位をつけるのかつけないのかということでは私たちがここで検討するのか、それとも当局が提案してくるのか、その辺はどうなのかなということなんです。

それから、総事業費についてはどうなっているのかということがすごく気になります。ひと1人増やすということが、それが年間幾らになるのかということを見ると、順番を考えなければ随分きついんじゃないのかなと。単年度で終わらせるのか、何年計画で考えていくのかということも随分違って来るとお思いますので。それから民間で委託するのか、それから嘱託でとるのか、委託をするのかというようなことについてもかなり違って来るとお思います。私たちがここで人を増やせばいいとか、回数をという要求はいろいろ出せるんですけれども、出して、それが現実にならなければ難しいのではないかなと、検討する意味がないんじゃないかと思うんですが、それに関して。

○松田会長 次の計画決定の橋渡しの部分になると思うんですが。

○子育て支援課長 今ご指摘いただきました優先順位ということなんですけれども、我々が考えている優先順位というのは、この年度ごと、あるいは確保方策そのものであるというふうにご理解いただければと思っております。年度、年度でこのようにやっていくべきというふうにお考えしております。

また、総事業費なんですけれども、現状で我々がやっている事業に関してはまだわかるんですが、なかなか具体的にまだ出ていないものもたくさんあり、ちょっと見込めなところもありますけれども、現状ではこのようにやっていこうと考えたところが、今出している確保方策であるのご理解いただければと思います。これをさらに充実するということになれば、当然、事業費が大変かかってくると思います。

○松田会長　さまざまなのが並行して動いているということもあると思いますので、そのあたりの観点も計画に最後に落とし込むときに、少しお含みおきいただいたかということもあると思います。

そうしましたら、本日のご意見をいただいたものを受けまして、追加の資料等も含めまして、次回の会議のまず前半部分でこちらについての審議と確定ということを見せていただきたいと思います。あわせて、本日、発言はできなかつたけれどもお気づきになられたようなご意見とかご質問等ございましたら、事務局のほうに委員の方から少し連絡をいただきまして、それで審議を次回、そのように行えますようにご協力いただけたらと思います。

今回は、あわせて、そこを受けましていよいよ計画案というところに進んでまいることになるかと思っておりますので、ぜひとも精力的にやっていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、最後に事務局のほうから少し、その他事項ということで、子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例に関する報告があると伺っておりますので、事務局のほうからお願いしてもよろしいでしょうか。

○子育て支援係長　それでは、報告になります。資料としてお配りしておりますものは資料19、20、21になります。こちらはそれぞれ基準案という形で、第2回のこの本体会議及び部会において委員の皆様からいただきましたご意見、それと実施しましたパブリックコメントでお寄せいただいた意見を参考に、それぞれ担当課のほうにおきまして条例案を作成、第3回の定例会において9月24日に議決をされましたことをご報告申し上げます。

まず、資料19が「小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」です。これは皆様にご意見をいただいたときには、この「定める条例」ではなく「基準案」という形で案をお示しをいたしまして、ご意見を賜りました。これの内容とこのを簡単に申し上げますと、地域型保育事業、定員が20名未満の比較的小規模な保育事業が新たに法律上創設されました。その創設された認可基準というのが各市町村の

権限とされましたことから、認可基準を定めた条例という形になります。

次が資料20になります。「小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」になりまして、やはりこちらも会議のときにご意見を賜りました際には「運営に関する基準案」ということで皆様からご意見を賜っております。この内容というのが、教育・保育施設、幼稚園や保育所が給付、公的な財政支援を受けようとする際に市町村の確認を受けることが必要とされています。これをある一定規模の水準に達した施設なのかどうかの、それに対して給付、公的支援、財政支援をしていきたいと思いますということなんですけれども、この確認を受ける際に必要な基準というのを市町村が定めたものになります。

それと最後は、「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」ということで、こちらも前の2つと同様に、「運営に関する基準案」ということで皆様のご意見を賜っておりまして、こちらは児童福祉法が改正されましたことにより、学童保育所の設備、運営基準を定める必要が生じたため、今回、条例という形で基準を定めております。

以上3点の条例につきまして、皆様からいただきましたご意見、パブリックコメントでお寄せいただきましたご意見を参考に、9月29日、議会で議決されましたということで、ご報告だけ簡単に申し上げます。詳しい内容につきましては、大変恐縮なんですけど、こちらの内容をお持ち帰りいただいてごらんください。

以上です。

○松田会長      ありがとうございます。こちらはご報告ということですので、少しまた目を通していただければと思います。

それでは、本日の議事は以上でございますが、次回の日程は10月22日水曜日の19時からということで予定されてございます。大変お忙しいところですけども、ご参加いただければと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

よろしゅうございますか、22日ですね。それでは、これで本日の会議を終了させていただきます……、あ、どうぞ。

○藤井委員      今回、事前に資料が送られてこなかったというか、非常にタイミングが遅くて、今回に限らず前回、前々回も同じような状況で、今日、メールでいただいたんですけども、このメールをいただいた内容も、次第と19、20、21の資料で、肝心の18の資料はなかったの、皆さんなのか私だけなのかわからないですけども、この場で初見で見させて

いただいて発言をするような状況になっているかと思います。

特に、第5回の子ども・子育て会議に関しては、9月24日からのスライド開催なので、資料が出てこないというのもちょっとひどいのではないかなと思っておりますので、少なくとも1週間ぐらい前にいただけないと事前に目を通すことが非常に困難な状況にあるというのが私の個人的な意見ではあるんですけども、ちょっと言わせていただきたいなと思っております。

○松田会長 　特に、今回に至ってはそういうこともございましたので、少し今日、お話をいただきながら、もう一度少し時間をおいてこちらのほうとしてはまとめに向かいたいということをお打ち合わせさせていただいたんですが、ぜひ、今のご意見は受けとめていただきまして、またご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉　　会